

「『健康食品』に係る今後の制度のあり方について（提言）」の実施 についての意見募集について

平成16年11月19日
厚生労働省医薬食品局食品安全部
基準審査課新開発食品保健対策室

「健康食品」に関する今後の制度のあり方については、平成15年4月から「『健康食品』に係る制度のあり方に関する検討会」を開催し、本年6月9日に「『健康食品』に係る今後の制度のあり方について（提言）」（以下「提言」という。）が示されたところです（「提言」の内容については、<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/06/s0609-1.html>を参照）。

提言で指摘された事項を制度化するに当たり、技術的な事項を中心に検討を進めて参りましたが、今般、実施のための具体案をとりまとめました。つきましては、次の3件について一般からの御意見を募集しますので、以下の方法に従って提出頂けますようお願いいたします。

- （1）『健康食品』に係る今後の制度のあり方について（提言）」の実施について
- （2）錠剤、カプセル状等食品の適正な製造に係る基本的考え方について（案）
- （3）錠剤、カプセル状等食品の原材料の安全性に関する自主点検ガイドライン（案）

1 意見・情報の提出方法

御意見・御提案をまとめ、電子メール又は郵送にて提出してください（電話等による御意見の提出は御遠慮下さい。）。頂きました御意見は、最終的なとりまとめにおける参考とさせていただきますが、個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

【提出先】

電子メールの場合

kenshokuteigen@mhlw.go.jp（テキスト形式以外での御意見の提出はお受けできませんので御注意ください。）

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室あて

郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室あて

2 意見・情報の提出上の注意

住所、氏名、職業（会社名、団体名等）、役職、電話番号、FAX番号、電子メールアドレスを明記の上、日本語にて御意見をお寄せ下さい。

頂きました御意見に関しまして、住所、電話・FAX番号、電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性がありますことを御承知おき下さい。

3 意見・情報提出の締め切り日

平成16年12月17日（金）（必着）